

第12次秋田県鳥獣保護管理事業計画変更の概要

1 計画の変更理由

クマが住宅地や学校・公園等においても出没していることから、これまで、知事権限であったクマの有害捕獲許可を市町村長権限として、万が一の人身被害を未然に防止し、住民の迅速な安全の確保を図る必要がある。

また、オオタカの種の保存法の国内希少種指定解除や特定猟具使用禁止区域の指定面積の変更に伴い変更を行う必要がある。

2 計画の主な変更内容

(1) 市町村に有害捕獲の権限を移譲している鳥獣の追加について

市町村に有害捕獲許可権限を移譲している鳥獣にツキノワグマを追加する。

なお、クマ地域個体群の長期にわたる安定的な維持と人身被害発生の防止を両立するため、「人への被害を防止する目的」に限り、権限移譲する。

(2) オオタカの種の保存法の国内希少種指定解除に伴う対応について

オオタカについては、平成29年9月21日に種の保存法の国内希少野生動植物種の指定が解除され、平成30年4月1日からは、鳥獣保護管理法の希少鳥獣の指定も解除されて販売禁止鳥獣等に追加されることから、基本指針に即し計画の変更を行った。

(3) 特定猟具使用禁止区域の指定面積の変更について

第12次秋田県鳥獣保護管理事業計画に基づき、本年度は10地区1,718haの特定猟具（銃器）使用禁止区域について、再指定・新規指定・拡大指定を行う計画であったが、関係者からの要望により、拡大する面積を変更する。

3 変更後の計画の施行日

平成30年4月1日